

ヘイトスピーチの法規制

国会で法制定を

参議院議員 大野もとひろ

●法案成立の見通し

ヘイトスピーチを規制する法案(一人種等を理由とする差別の撤廃のための施策の推進に関する法律「案」)が参議院の法務委員会に検討されています。大野 2年半前に、ヘイトスピーチをこのまま放置出来ないという立場の超党派の議員が立ち上がりました。私は、日本にはヘイトスピーチについての法案がないこと、また残念なこと、昨年だけでも300件以上のヘイトスピーチが国連に報告されていること、また我々が住んでいる埼玉でも、人種差別とは全く関係のないサッカーというスポーツの場で大変残念な問題が起きてしまったことがあって、専門家を含めて法案化を進めてきました。



大野もとひろ参議院議員 7月8日、議員会館で

議員立法なので、現在の与党が多数を占める国会のなかで、なかなか審議にかならなかったのですが、国会日程が延長したこともあって、現在法務委員会に委ねられています。

実は与党側は、与党側の議員立法である刑事訴訟法改正の法案を出してきて、我々はこれを交渉材料に「ヘイトスピーチの法案を審議しないのであれば、与党側が出している刑事訴訟法案は審議しない」と突っぱねているので、早晚議されることになるかと考えています。

このまま通りそうですか。大野 いったん与党はOKしたはずだったのが、今週になって引き延ばしにかかっています。これは国会ルールに外れることです。与党の出してきている刑事訴訟法改正法案については、可視化されたら我々ももちろん賛成ですが、様々な問題を含んでいます。いずれにしても、やっとな悲願だった法案自体を今まにかけるという段階にきている状況にあります。

与党は決まっているのですか。大野 「承知のように与党は、表現の自由とかヘイトスピーチを刑法で裁くことについては反対しています。しかし、表現の自由とは本来、強い者のためではなく弱者のためであります。少数の人たちがいじめられるような、しかも自らの責任に因らないことで不利益や差別を受けるのは、す

でもないことです。私は、す

●国際経験から関与

ヘイトスピーチへの関心、関わり

すべての国民に差別意識がないと信じたいですが、残念ながら差別は現実問題としてあります。この問題を精神論で済ませることは政治家として無責任であり、法律で規制すべきだと考えています。

国連人権委員会でも議論されているように、日本ではヘイトスピーチが全く規制されていないのが現状です。ただし、処置することが目的ではなく、必要な処置をしてヘイトスピーチをなくすることが目的です。

●条例等で規制可能に

法案が成立すると、どのようなことが可能になるのですか。大野 この法案は、ヘイトスピーチを直接規制する法案ではないけれども、成立すれば地方議会が条例等で会場を貸さないとか団体活動の規制や、インターネットとか様々なメディアが規制できるようにあります。また、ヘイトデモに警察官が当たっていますが、ヘイトデモを禁じる行為として行っているわけではなく、デモにおける安寧、秩序を維持するための、このようなヘイトスピーチ自体が問題なのだというのを警察官が認識することになると思います。

現在、かなりの数の地方議会で意見書が出てきていますが、今後の法案審議にいい意味で影響しますか。大野 まったく影響がないとは言いませんが、現状では国会は与党が数の力で勝っています。このため草の根の力、地方の力、国会内での取引などを含め、あらゆる手段を講じないと正論だけでは通らないと思うので、全ての力を結集していく必要があります。

つかは？
大野 2つあります。一つは国際法をやってきた関係から、ヘイトスピーチについて国際法上の意見を求められたことから関わり始めました。また、中東での海外生活が長かった事もあり、私も中東のアメリカンスクールに通っていて、学校では「いわれのない差別というのは文明人として恥べき事だ」という教育が徹底されてきました。これは私見ですが、残念ながら正直差別はあるとは思いますが、しかし、問題は差別意識を露骨に出し、いざやそれを言葉や力の暴力行為に訴えるようなことは決して許されないことだという教育が徹底されているかどうかです。日本に欠けているのは、差別が文明人として恥ずかしいという意識、認識だと思います。

宗教がらみの戦争が毎日報道されていますが、中東の長い大使館勤務の経験から、日本のヘイトスピーチをどう見ているのですか。大野 中東のイスラム世界では、スンニ派はシリア派を、シリア派はキリスト教徒を、キリスト教徒はスンニ派を悪く言い、自分たちが偉いと思っています。しかし、それだけで殺し合いはなりません。十字軍もそうですが、私の知っている限りほとんどのケースは政治が煽動し、戦争をやっています。宗教というボールをかぶることによって、上手く信者の宗教心や敵愾心を煽り、ときに殺し合いを行わせるのが、私は宗教戦争だと思っています。

政治が宗教を利用する。大野 ヘイトスピーチの問題は心の中にある差別ですが、より危険なことは、これを政治あるいは主義主張を持った団体が悪用し、暴力すらいとわれない煽動があり得ることです。血筋や住んでいる場所を差別を煽ることは一番危険です。戦時中にも特定の国籍の人たちが殺されるということが日本でも起こっており、こうした根っこに

ある差別をなくさなければいけません。中東の宗教戦争は、日本人にはなかなか理解出来ない問題です。大野 たとえばイラクでは、民族間対立が大きくなっていて、1980年のイラン・イラク戦争以来、35年間戦争が行われていますが、イラク人ほど平和を希求している人いません。問題なのは政府にコントロールする力がないことです。イラクは20世紀になるまで、宗教を理由に殺し合ったことはないのです。特定の宗派が勢力維持のために仕事、権力を牛耳って他の宗派に与えないといった状況があるので、経済的要素を解決しない限り、政治は安定しない。いかなる大きな宗教も、殺人や戦争を原理として推進している宗教はなく、それを自分勝手に使っているのが政治家です。宗教の問題ではなく、政治が宗教を利用して使っています。

●言論の自由について

言論の自由があるとすると、ヘイトスピーチを規制すべきではないとする学者がいます。大野 表現の自由や生存権、幸福追求権、これら全ては最も弱い人たちのためにある権利です。ものすごくお金を持っている人たちがマジョリティの人たちも等しく持っている権利ですが、しかし、その人達にとり、どうしてものすがらなければならぬ権利ではないのではありませんか。表現の自由、生存権、幸福追求権とは、弱者を想定したものであり、しっかりと打ち立てるのが法律の力だと思っています。したがって、表現の自由は最大限尊重されるべきで、法案はいきなり極刑にするという法律の立て方はしていません。法案は、表現の自由を抑圧し、刑罰を求め処罰するための法律ではなく、あくまでもヘイトスピーチをなくするための法案です。とくに出自や自分の責任に帰さないことで標的にされることをなくするための法律です。

●民間団体への支援も

法案には、人権教育の充実とか、民間団体への支援が盛り込まれていますが。大野 ヘイトスピーチに関して言えば、単に行為が悪いというだけではなく、差別や社会の仕組み等の問題への対処が重要ではないかという議論があり、また先ほどお話しした海外での人権教育もありました。さまざまなNGOや活動家がヘイトスピーチや人種差別に対して立ち上がっており、人権活動家やNGOを巻き込んで社会として動かなければならぬということで、法案には人権教育の充実や民間団体への支援、実態調査等の文章が入っています。

国会での法案成立に向け、何が必要か。また国民や運動団体への要望があれば。大野 国会成立に向け、しっかりと闘っていきたく思います。この法律には国や地方自治体だけでなく、各種団体を含めて努力義務があります。教育の中で、20年後の子どもの達がかかりした人権感覚、人権意識を持つことはすばらしいことです。ヘイトスピーチという目の前に起きている現実に向き合い、皆様の支援で、この法律を制定させ、差別撤廃という法律の精神を広げていきたいと思います。

(おわり)